令和８年９月２４日

対馬市議会議長　春　田　新　一　　様

議会改革特別委員会
委員長　島　居　真　吾

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第１１０条の規定により報告します。

記

１．付託事件

事件番号	件　　名	審査の結果
議案第５６号	学歴詐称防止条例	否決

２．審査の概要

（１）審査月日　　令和８年８月２５日、９月１１日
（２）審査場所　　対馬市議会議場
（３）欠席委員　　８月２５日：なし、９月１１日：波田委員
（４）説 明 員　　犬束総務部長、阿比留総務課長
（５）条例制定請求代表者　　栗屋慎次氏
（６）参 考 人　　栗屋慎次氏

３．審査の経過　　別　紙

別紙

審査の経過

令和８年第３回対馬市議会臨時会において、議会改革特別委員会に付託されました議案第５６号「学歴詐称防止条例」について、その審査の経過並びに結果を、会議規則第１１０条の規定により、次のとおり報告いたします。

この「学歴詐称防止条例」は、地方自治法第７４条第１項の規定により、市民から直接請求された条例案であります。

委員会は、８月１７日に議案審査の内容等の協議を行いました。審査に当たっては、まず、市長部局から説明員に出席を求めるとともに、条例制定請求者及び参考人にも出席していただき、それぞれから説明をうけた上で質疑を行うことといたしました。説明員、条例制定請求者及び参考人に出席を求めることとなったため、閉会中の継続審査とし、次の委員会を８月２５日に開催することといたしました。

８月２５日に開催した委員会では、はじめに、執行部に提案理由及び意見の説明を求めました。

執行部からは、「本案は、地方自治法第７４条第１項の規定により、条例制定請求に必要な署名数４５５人を上回る４９３人の連署が、対馬市美津島町　栗屋慎次氏　を請求代表者として、提出され、令和８年８月４日に受理したことから、同条第３項の規定により、意見書を付して第３回臨時会に付議したものである。直接請求によって条例制定権の範囲が広がるのではなく、憲法第９４条および地方自治法第１４条第１項により、条例は法令に違反しない範囲で制定する必要がある。したがって、請求者の趣旨は尊重しつつも、条例案の内容については、通常の条例と同様に、関係法令との整合性を確保する必要がある。

具体的には、

・個人情報保護法への抵触および実効性欠如に関する疑義
・行政組織法上の選挙管理委員長や議会事務局の職務に関する疑義
・百条委員会設置要件には摘要されないこと

・公職選挙法などの法律の範囲を超えた選挙制度を設定する可能性があること

などの問題があり、このため、本案については、現案のまま制定することはもとより、請求者および賛同者の趣旨を鑑みても、個々の条文を一部修正して成立させることも困難であると考える。法令の解釈については、様々な見解があり得ることは承知しているが、市としては、法令の規定及びその趣旨に照らし、条例の内容について法令との整合性に疑義がある。」との説明がありました。

次に、条例制定請求者から意見陳述をしていただきました。

主な内容としては、「今回、学歴詐称防止条例の制定を直接請求するに至った背景には、選挙において公表された候補者および公職者の学歴の正確性を、どのように確認し、担保するのかという制度上の問題がある。候補者が自ら公表した学歴は、有権者が投票先を判断する上で重要な情報であるにもかかわらず、その正確性に疑義が生じた場合、誰がどのように確認し、その結果を市民にどのように説明するかという明確な仕組みがない。公正な選挙を確保し、有権者の適切な判断ができるよう、将来、今回と同様の事案が発生した際に、公平かつ適切に対応できる仕組みをつくることが、条例制定を直接請求する理由である。」との説明がありました。

その後、委員会審査の継続を求める発言があり、次回以降も審査を継続することといたしました。

９月１１日に、再度委員会を開催し、委員からは、条例案に対し、

・市から指摘された事項がすべて正当であるとは思われないものの、法律上、かなり困難な問題点がある。
・選挙権を有する市民の５０分の１以上の賛同を得て行われた条例制定の直接請求であることから、修正や条項の削除等を行うことは、署名された方々の意思に反することになるのではないか。
・市民からの疑義が生じた場合の対応について、疑義を払拭できるような対策が必要であると思う。
・多くの市民の署名により提出されたものであり、その趣旨には賛同することから、今後、調査・研究するべきものである。

との意見が出されました。

次に、討論はなく、採決したところ、議案第５６号「学歴詐称防止条例」については、賛成少数により否決すべきものと決定いたしました。

ただし、各委員からの意見にもありましたとおり、学歴詐称を防止し、選挙の公正を確保するという請求者の目的については、理解し、尊重するものであります。したがいまして、今後、このような疑義を生じさせる事案が発生しないようにするための方策等、また、議会、議員としてどうあるべきかということについては、別の機会において協議を継続し、検討を進めていく必要があるとの認識で一致したところであります。

以上で、議会改革特別委員会の報告を終わります。